

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成28年7月29日
【会社名】	株式会社フィット
【英訳名】	Fit Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴江 崇文
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 管理本部長 尾崎 昌宏
【本店の所在の場所】	徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長鈴江崇文及び取締役管理本部長尾崎昌宏は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社について財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高の金額が高い拠点から合算していき、売上高の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

### 記

当社の平成28年3月期決算において、エナジー事業の売上計上の時期に関する会計処理について疑義が生じ、かかる会計処理の前提となる事実の調査のため、第三者調査委員会を設置し、調査を行いました。

そして、調査委員会から平成28年6月24日に受領した調査報告書により、外部環境の変化が当社のビジネスモデルに影響を与えたことに加え、上場との関係、売上計上にかかる業務体制上の問題点、内部管理体制の不十分さ、役職員の会計処理に関するコンプライアンス意識の欠如等の諸要因によって、売上計上に関しまして、一般に公正妥当と認められる会計基準と照らして適正性を欠く取引が判明いたしました。

当社は、第三者調査委員会の調査結果に基づき、エナジー事業売上計上に関しまして、一般に公正妥当と認められる会計基準と照らして適正性を欠く取引を網羅的に検討した結果、平成28年3月期のエナジー事業売上については、引渡日が明確に、または蓋然性をもって説明できる案件以外は系統連系日に引渡をおこなったものとして売上計上する処理を行うこととしました。

本件に対する当社の対応としましては、平成28年3月期第3四半期の決算を訂正し、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これらの事実は、売上計上にかかる業務体制上の問題点、内部管理体制の不十分さ、役職員の会計処理に関するコンプライアンス意識の欠如等に起因するものです。

当社は、これらの不備が財務報告に与える重要性は高いものと判断し、これらの全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス及び売上計上プロセスに関する内部統制の不備は「開示すべき重要な不備」に該当すると判断いたしました。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、内部統制報告書提出日現在、下記の再発防止策を取り組んでおり、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備し運用する方針であります。

上記の内容は当事業年度末日後に事実確定したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、すべて財務諸表に反映しており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はありません。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、上記の内部統制の不備を是正するため、現在取り組んでいる再発防止策は以下のとおりであります。

- (1) コーポレートガバナンスの強化
  - 監査等委員会設置会社への移行
  - ガバナンス委員会の設置
- (2) コンプライアンスに対する役職員の意識の向上を図る施策の実施
- (3) 内部管理体制及び業務体制の見直し
  - 内部監査室の充実
  - 経営会議の機能の強化
  - 社内規程、マニュアルの整備
  - 内部通報用外部窓口の設置
  - 経理部門における売上計上手順の見直し
  - 会計システムの見直し
  - 営業部門における証憑取得手順の見直し
  - 人員配備の改善にかかる施策の実施

#### 4 【付記事項】

該当事項はありません。

#### 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。